

募集案内

花粉の無い森林への転換促進事業

国民の4割が罹患していると言われるスギ花粉症への対策が求められている中、令和5年10月に総理主導による花粉症対策が示され、10年後までに花粉症発生源のスギ人工林を2割減少させる目標の下で毎年約7万haの伐採を実施することとなりました。

スギ林等を花粉の少ない森林へ転換していくためには、花粉の少ない苗木や広葉樹への植替えに関する取組に対して積極的な支援を行うことが重要かつ効果的であり、本事業では森林所有者から林業経営体への伐採・植替え等の森林管理の委託に対する働きかけ等の支援を行います。

1. 応募対象

花粉の少ない森林への転換を目的として下記の事業を実施するにあたり、森林経営計画の策定・変更を行う林業経営体等の取りまとめを行うおとする事業参加者を募集します。

(※植替活動金、植替促進費の募集ではありません)

2. 支援内容

- | | |
|----------------------|---|
| ① 植替活動金
(林業経営体向け) | 花粉の少ない森林への転換を目的とし、森林所有者から林業経営体への伐採・植替え等の森林管理の委託に対する働きかけを行い、対象となる森林の森林管理の委託を受け、森林経営計画の作成者である林業経営体等に対し、森林経営計画の策定・変更後に、交付対象となる面積に応じて12万円/haを支払います。 |
| ② 植替促進費
(森林所有者向け) | ①において、森林経営計画の対象森林において、花粉の少ない森林への転換促進に係る伐採を行った森林所有者に対し、植替促進費として、交付対象となる面積及び施業条件に応じて、表1のとおり支払います。 |
| ③ 事務経費
(事業参加者向け) | 事業参加者については、事業の取りまとめに係る経費を支払います。 |

3. 支援を受けるための要件

【前提となる要件】

- 都道府県が設定する「スギ人工林伐採重点区域」に該当すること。
- 森林経営計画における伐採・造林計画が策定されていないスギ人工林であること。
- 事業参加者が、当該事業を取りまとめるための経験や能力を有していること。

【植替活動金支援のための要件】

- 花粉の少ない苗木等による植替えの対象となる森林において、森林経営計画を策定・変更すること。
- 森林経営計画において、花粉の少ない苗木等による植替えが計画されていること。

【植替促進費のための要件】

- ・花粉の少ない苗木等による植替えの対象となる森林において、森林経営計画を策定・変更すること。
- ・森林経営計画において、花粉の少ない苗木等による植替えが計画されていること。
- ・花粉の少ない苗木等による植替えの対象となる森林の伐採が終了していること。
- ・表1の①について、伐採作業をチェーンソーで実施すること（ハーベスター等の高性能林業機械との併用による伐採は支援対象外となります）。
- ・表1の②について、伐採地の中心から集積地までの距離が図面上で明確に示せること。
- ・同一林分で表1の①と②の両方を申請することはできません。

表1

① 伐倒作業をチェーンソーで行っている場合	35万円/ha
② ①以外の場合で、伐採地の中心から集積地までの道路距離が2,000m以上の場合	25万円/ha

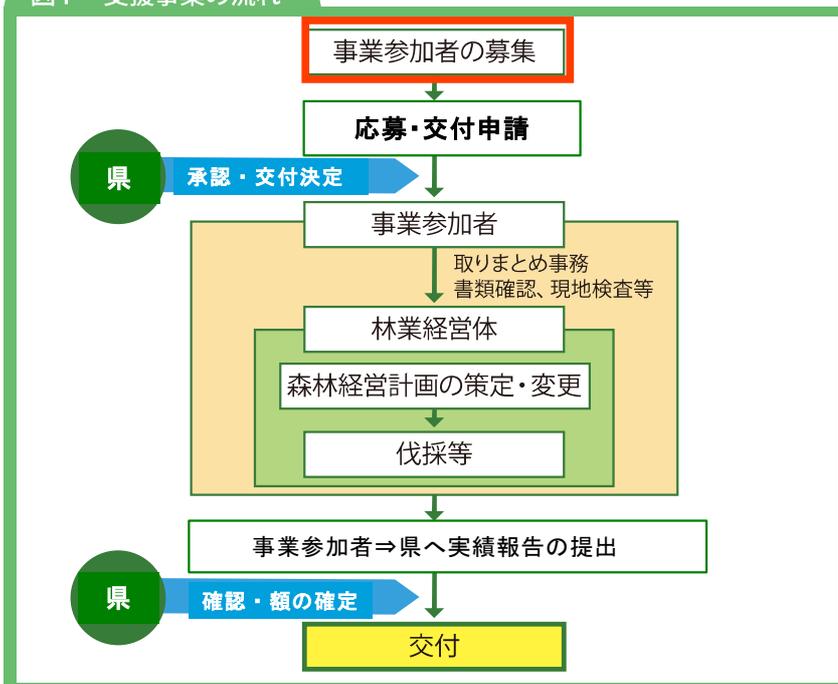
【事務経費のための要件】

- ・事業参加者は、本事業への応募に際し、植替活動金及び植替促進費の対象となる面積を提示し、その規模に係る事務経費について見積書を提出すること。

4. 事業の流れ

県が選定した事業参加者が、本事業を実施する林業経営体等を募集し、事業実施の確認、県への実績報告の提出、交付された補助金の林業経営体等への支払いなどの事務を行います。

図1 支援事業の流れ



5. 公募期間

令和8年4月8日（水）17：00まで

6. 応募・交付申請等に必要な書類

別紙「花粉の無い森林への転換促進事業 実施要領」に記載のとおり

応募書類提出先・問い合わせ

下記へメールまたは郵送で提出をお願いします。

富山県農林水産部 森林政策課 森づくり推進係（普及担当）
〒930-0004 富山県富山市桜橋通り5-13 富山興銀ビル4階
TEL:076-444-3389 FAX:076-444-4428
E-Mail ashinrinseisaku@pref.toyama.lg.jp